

大学サッカーにおける暴力・不正行為等相談窓口設置規程

(総則)

第1条 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という。）倫理規範に基づき、全日本大学サッカー連盟（以下「本連盟」という。）における暴力・不正行為等に関する相談及び問い合わせ（以下「相談等」という。）に対応するために設置した、「大学サッカーにおける暴力・不正行為等相談窓口」（以下「相談窓口という。」）の運用方法等に関する定めである。

(担当)

第2条 相談窓口は本連盟事務局が担当し、相談者のプライバシー保護及び調査対象者のプライバシー保護の観点から、相談窓口の担当者は原則として事務局員とする。

(対象者)

第3条 本規程の対象は、以下の団体及び個人とする。

- (1) 本連盟の役職員等（会長、副会長、理事、監事、評議員、各種委員会委員、司法機関委員、職員等）
- (2) 本連盟に加盟する各地域の大学サッカー連盟
- (3) 本連盟に登録する加盟チーム
- (4) 本連盟に登録する以下の個人
 - ①選手
 - ②スタッフ（部長、監督、コーチ、マネージャー等のチーム関係者）
- (5) その他の大学サッカー関係者

(窓口)

第4条 前条に定める対象者は、次の相談窓口にご相談等を行うことができる。

住所：東京都文京区 3-10-15JFA ハウス 7階 一般財団法人全日本大学サッカー連盟事務局
メールアドレス：sodan@jufa.jp

(範囲)

第5条 相談の範囲は、前条に定める対象者の倫理規範の違反行為についての相談等に対応する。ただし、誹謗中傷、不平不満、係争中に関するものは除く。

- 2 本連盟加盟団体に窓口及び対応できる組織が設置されており、十分に対応出来得ると判断される場合及び本連盟として事実調査に取り組みないと判断した場合はその旨を相談者に通知する。

(相談等の方法)

第6条 相談窓口の利用方法は、メールとし、相談者は相談内容に係る事実について、被相談者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な証拠を示して相談を行うよう努める。

- 2 前項の利用方法を本連盟のホームページに記載し、その周知徹底を図る。

(手続き)

第7条 相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者に対し、相談等を受けた旨を速やかに通知するとともに、相談等の内容を確認する。

- 2 本連盟は、相談窓口の相談内容について報告を受け事実確認が必要と判断した場合、事実調査に適する本連盟委員会及び加盟団体等に、事実の確認を依頼する。
- 3 本連盟は、相談等が匿名で連絡先が確保できないこと等によって、事実の確認及びその他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合には、その責務は免除される。
- 4 事実確認の結果、倫理規範違反が明らかになった場合、当該行為者、当該加盟団体等への懲戒処分、再発防止措置等の適切かつ相当な措置を講ずる。

(情報の保護)

第8条 相談等に対応する事務局員は、正当な理由なく、相談等の内容を開示してはならない。

- 2 事実の確認の依頼を受けた本連盟委員会及び加盟団体等は、正当な理由なく、相談等に関する内容を開示してはならない。

(対応者の責務)

第9条 相談等に対応する事務局員及び事実の確認の依頼を受けた本連盟委員会、加盟団体等は、法令、JFA 及び本連盟の諸規定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(不利益な取り扱いの禁止)

第10条 本連盟は、相談者が窓口で相談したことを理由として、通報者に対して不利益な取り扱いを行ってはならない。

- 2 本連盟は、相談者が窓口を利用したことを理由として、不利益に取り扱われないように適切な措置を講ずるとともに、本連盟加盟団体に同様の措置を取らせるものとする。但し、窓口相談者が、かかる取り扱いについて同意している場合は除く。
- 3 相談者に対して不利益な取り扱いを行う者がいる場合は、本連盟は当該行為を中

止させるとともに、JFA 及び本連盟の諸規程に基づき、当該行為者及び当該加盟団体等への懲戒処分を検討するものとする。

- 4 本連盟は、相談者に対して、窓口を利用したことを理由として不利益な取り扱いや嫌がらせが行われていないかを確認する等、相談者保護に係る十分なフォローアップに努めるものとする。

(懲罰等)

第 1 1 条 本規程への違反行為者は、社会の諸規範、JFA 及び本連盟の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

(改廃)

第 1 2 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

(施行期日)

第 1 3 条 本規程は、2018年11月2日から施行する。